



資 料 編

資料１ 地域コミュニティに関わる組織・団体・人材

市単位の団体	区単位の団体	地域単位の団体		活動目的
大阪市地域振興会	各区地域振興会	連合振興町会	332連合	地域におけるコミュニティづくりと相互扶助の精神による地域の振興
大阪市赤十字奉仕団	各区赤十字奉仕団	連合赤十字奉仕団	332	日本赤十字社の行う災害救助など各種事業に協力奉仕
大阪市地域女性団体協議会	各区地域女性団体協議会	単位女性会	217単位	女性団体の活動の発展及びコミュニティづくり
大阪市コミュニティ協会	各区支部協議会 〔参加組織〕 区地域振興会、区社会福祉協議会、区商店会連盟、区地域女性団体協議会、区子供会育成連合協議会、区青少年指導員連絡協議会など	—	—	地域コミュニティに携わる市民・諸団体の活動支援 地域社会の利益・福祉の増進 まちづくりの推進 地域社会の発展の寄与
大阪市青少年指導員連絡協議会	各区青少年指導員連絡協議会	校下(地区)青少年指導員会	約3,700名	青少年の健全育成
大阪市青少年福祉委員連絡協議会	各区青少年福祉委員連絡協議会	校下(地区)青少年福祉委員会	約3,400名	青少年指導員活動の側面的支援 青少年問題の啓発と青少年をとりまく社会環境の浄化
大阪市子ども会育成連合協議会	各区子ども会育成連合協議会	(町会)単位子ども会	884単位	地域児童の福祉の向上、心身両面における健やかな成長発達に寄与
(社福)大阪市社会福祉協議会	(社福)各区社会福祉協議会	地域(地区・校下)社会福祉協議会 〔参加団体〕 地域振興会、民生委員協議会、PTA協議会、子ども会、老人クラブ、青少年指導員連絡協議会など	323地域	高齢者や障害のある方など、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりをめざす
—	—	地域ネットワーク委員会 (保健・医療・福祉ネットワーク推進員)	322カ所	地域住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるような、地域ぐるみの取組みや、要援護者のニーズの発見・相談、関係機関への連絡・調整、地域での支えあいについての検討
大阪市民生委員児童委員連盟	各区民生委員児童委員連盟区支部	民生委員・児童委員	—	住民の立場に立った相談・支援者 地域の高齢者の相談・見守り・児童虐待防止・早期発見・在宅サービスの提供
大阪市保護司会連絡協議会	保護司会	保護司	—	犯罪や非行を未然に防ぐため、家庭・地域・学校・関係団体とネットワークを結び、犯罪予防活動を推進
(社)大阪市老人クラブ連合会	各区老人クラブ連合会	各単位老人クラブ	約1,400	老人クラブの発展と老人福祉の向上 高齢者の生きがいと健康づくり
大阪市体育指導委員協議会	各区体育指導委員協議会	体育指導委員	—	住民と連携しスポーツ・レクリエーション事業の企画・立案 事業の発展生涯スポーツの振興
大阪市体育厚生協会	各区体育厚生協会	各支部ほか	—	健康明朗な心身の育成、スポーツレクリエーションの普及・奨励
大阪市PTA協議会	各区PTA協議会	単位PTA	—	学校教育の振興・児童生徒の健全育成・PTA活動の活性化
大阪市商店会総連盟	各区商店会連盟	連盟加盟商店会	383商店会	商業活動の推進・商店街の振興
(社)大阪市母と子の共励会	各区母と子の共励会	校下母と子の共励会	—	母子家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向上
—	—	各公園愛護会	882団体	公園の環境美化、利用の促進、緑化普及の推進
—	—	関係児童遊園運営委員会	—	児童に対する適切な遊び場の提供、児童の健全育成と各種事故防止
大阪市人権啓発推進協議会	各区人権啓発推進協議会	人権啓発推進員	—	人権啓発
—	—	まちづくり協議会	10団体支援中 (過去28団体認定)	地域の実情に応じた住み良いまちづくり 住民等による自発的なまちづくり活動の支援
—	生涯学習推進委員会	生涯学習推進員	—	地域の生涯学習ニーズの把握・生涯学習ルームの企画・運営
—	—	各小学校区教育協議会・はぐみネット・ (はぐみネットコーディネーター)	—	「教育コミュニティ」づくりの推進

資料2 市民協働検討部会〔タスクフォース〕実施概要

(1) 経緯

大阪市では、新しい市政改革（平成23年度～）策定に向け、経費・職員数の削減等の視点とは別に、市民が地域において元気に活躍できる環境づくりのため、「地域から市政を変える」視点で検討を行うこととし、地域の実情を知り、課題を把握するため、岩崎恭典・四日市大学総合政策学部教授（市政改革検討委員会委員）をリーダーに、市政改革検討委員会の下に設置したものである。

(2) 構成メンバー（平成21年度）

役職	氏名（敬称略）	役職等
リーダー	岩崎 恭典	大阪市市政改革検討委員会委員 四日市大学 総合政策学部 教授
サブリーダー	竹村 安子	大阪市市政改革検討委員会委員 特定非営利活動法人大阪 NPO センター理事
	内本 美奈子	情報公開室 市民協働担当部長
委員	清野 善剛	市民局 区行政担当部長
	平木 万美子	市民局 安全・市民活動担当部長
	山田 俊平	健康福祉局 理事兼生活福祉部長
	西山 忠邦	市政改革室 改革推進担当部長
	宮地 一弘	市政改革室 行財政改革担当部長
	谷川 友彦	天王寺区長（区長会常任幹事）
ワーキング・グループ	高橋 英樹	市政改革室 行財政改革担当課長
	釧持 英樹	市民局 市民部 区政改革担当課長
	横谷 浩之	市民局 市民部 区政改革担当課長代理
	平井 禎則	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉企画担当課長代理
	川見 直也	西淀川区 総合企画担当課長
	金谷 一郎	東成区 総務・総合企画担当課長
	尾崎 雅子	西成区 保健福祉センター 生活支援担当課長
	山本 剛史	情報公開室 市民協働担当課長
	武富 康彦	情報公開室 市民協働担当課長代理
	中山 忠行	情報公開室 担当係長
	久森 慎也	建設局 管理部 放置自転車対策担当（兼）

※竹村 安子氏は、平成21年10月からサブリーダーとして委員に就任

(3) 構成メンバー（平成 22 年度）

役職	氏名（敬称略）	肩書等
リーダー	岩崎 恭典	市政改革検討委員会委員
サブリーダー	竹村 安子	市政改革検討委員会委員
サブリーダー	馬場 泰子	情報公開室 地域行政担当部長
委員	山本 晋次	市民局 市民部長
	平木 万美子	市民局 安全・市民活動担当部長
	藪本 冬樹	健康福祉局 生活福祉部長
	宮地 一弘	市政改革室 理事兼行財政改革担当部長
	西山 忠邦	市政改革室 改革推進担当部長
	福塚 秀彰	北区長（区長会議区政改革部会長）
	田端 尚伸	港区長
ワーキング・グループ	高橋 英樹	市政改革室 行財政改革担当課長
	渡邊 芳枝	市政改革室 行財政改革担当課長代理
	世古 一郎	市民局 市民部市民活動担当課長
	藪中 昭二	市民局 市民部地域振興担当課長
	森田 俊介	健康福祉局 生活福祉部 総合福祉調整担当課長兼住宅手当緊急措置担当課長
	平井 禎則	健康福祉局 生活福祉部地域福祉企画担当課長代理
	金谷 一郎	東成区役所 総務総合企画担当課長
	尾崎 雅子	西成区 保健福祉センター生活支援担当課長
	幡多 伸子	港区役所 地域活動支援担当課長
	武富 康彦	港区役所 地域活動支援担当課長代理
	瓦 やす枝	港区役所 担当係長（地域振興・市民協働・地域支援担当）
	長岡 正章	港区役所 担当係長（地域振興・市民協働・地域支援担当）
	久森 慎也	建設局 管理部放置自転車対策担当技能統括主任
	釵持 英樹	情報公開室 市民情報部地域行政担当課長
	横谷 浩之	情報公開室 市民情報部地域行政担当課長代理
	磯村 克彦	情報公開室 市民情報部担当係長
	山本 剛史	情報公開室 市民情報部参画協働担当課長
	中山 忠行	情報公開室 市民情報部参画協働担当課長代理
	森 亮一	情報公開室 市民情報部担当係長

(4) 検討の経過

平成 21 年

- | | |
|----------|---|
| ・ 4月～5月 | 各区役所あて地域課題解決に向けた市民の主体的な取組みについて照会
→フィールドワーク ^(注) 対象地域の選定
^(注) 地域の現場で活動団体の生の声を聞くヒアリング |
| ・ 6月～8月 | フィールドワークの実施（10 地域） |
| ・ 9月 8 日 | 第 6 回大阪市市政改革検討委員会への中間報告
…地域の実情についての課題整理 |
| ・ 8 月～ | 補助金等にかかる庁内調査 |

平成 22 年

- ・ 1 月 25 日 第 8 回大阪市市政改革検討委員会
…検討内容についての現況報告、岩崎委員からの提言
- ・ 2 月 17 日 第 9 回大阪市市政改革検討委員会
…検討内容について「新たな市政改革の骨子（案）」に反映
- ・ 7 月 12 日 第 10 回大阪市市政改革検討委員会
…新たな市政改革に向け、課題等を解決するための作業部会のひとつである「地域の視点からの施策・事業の再構築部会」における議論を経て、「地域についての考え方」を提示
- ・ 9 月 2 日 第 11 回大阪市市政改革検討委員会
…検討内容について（仮称）「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針（素案）」の策定に向けて反映

(5) フィールドワーク

ア) 対象地域の選定基準（目安）

- ・各ブロックから1～2地域、全体8～10地域（時間的制約と地域バランス）
- ・市主導の事業よりも地域での自主的な取組みを優先して選定
- ・生活者との協働の観点から生活範囲（小学校区レベル）を優先して選定
- ・多くの情報を得るため、幅広い目的のもとで行われる取組みを優先して選定

イ) 対象地域と概要

ブロック	区名	活動・地域名称	活動概要
北ブロック	北 区	北梅田まちづくり推進協議会	地縁団体（茶屋町、鶴野町など）の役員や地元企業、事業主などが個人で加入。回遊性のあるまちづくりを目的としている。
	淀川区	西中島まちづくり委員会	地域住民を中心に組織され、放置自転車、違法簡易広告物、風俗店、露天商対策を中心としたまちづくりを目的としている。
西ブロック	港 区	港区わがまちフォーラム	「港区未来わがまち会議」のメンバーを中心にビジョンの実現に向けた活動を行っている。
	西淀川区	佃連合	地域福祉アクションプランの中で子育て家庭応援事業、高齢者見守り事業のモデル地域としての取組みを行っている。
中央ブロック	中央区	北大江地区まちづくり実行委員会	違法簡易広告物と迷惑駐輪の防止、花と緑のまちづくりを中心とした活動を行っている。また、まちづくりイベントなどを実施している。
東ブロック	東成区	今里連合	今里地域社協をベースにさまざまな地域活動を行っている。
	鶴見区	榎本連合	地縁組織にとらわれず、地域のことを何でも話し合い、まちづくりに活かそうという人たちの集まりの場を設け、さまざまな地域活動を展開している。
南ブロック	住吉区	山之内連合	地域内の福祉施設や教育施設と交流を図り、世代間を越えたつながりの深いまちづくりを目的に活動している。
	平野区	長吉六反東連合	独居老人問題が緊急の課題であり、ふれあい喫茶、食事サービスなど互いの見守りを活発にし、ここに住む喜びを実感できる事業を行っている。
	西成区	地域福祉アクションプラン推進委員会	「福祉によるまちづくり」に向けて、地域、各団体・福祉施設、区役所、区社協がそれぞれの役割を担い、一体感を持ってプランを推進している。

資料3 共生・協働型コミュニティ・プラットフォーム 5つの類型の特徴・課題

	諸 類 型	特 徴	課 題 等
大	1 選挙制のコミュニティ・プラットフォーム	① 代表者を投票で選任する。 ② 極めて明確に権限を移譲できる。 ③ 諸外国に多くみられる形態（例：ドイツ州法を根拠とする市町村部分区）。 ④ 決定権を行使して、地域の重要事項を決めることができる。 ⑤ 意思決定に重きをおかれる。	① 身近な地域の代表者を選挙によって選出する方法が日本の政治文化にマッチするかは疑問。 ② 意思決定だけを行いがちで、実行のための別組織が必要となってくる。 ③ 我が国では事例がない。 ④ 法律改正が必要。
↑	2 地域自治区制度を活用したコミュニティ・プラットフォーム	① 法律上の仕組みとして地方自治法に規定。 ② 法人格を有しない行政区画の一種。 ③ 市町村全域に設置しなければならない。 ④ 意思決定の機能を地域に返す仕組み（地域協議会）。 ⑤ 市町村長の附属機関、地域に関わる重要事項等への答申・意見具申。	① 市町村の区域全域に設置しなければならないことの使いにくさが指摘されている（一斉でなく、段階的でも可）。 ② 地域協議会委員は、首長の選任であるが、この場合、地域の意思決定をどのように反映させるかが課題。 ・上越市：地域協議会の委員選出（準公選制） ③ 地域協議会は審議機関なので、地域の合意を執行する仕組みが必要。 ・宮崎市：協働の要として、地域まちづくり協議会を組織化 ④ 地域に住所を有する住民に焦点がいき、在勤・在学者等が欠如。
正統性の度合い	3 自治体独自の条例によるコミュニティ・プラットフォーム	① 法律の規定によらず、条例で規定。 ② 在住、在勤、在学者等も取り込むことが可能。 ③ 伊賀市のように、自治基本条例のもとでコミュニティ・プラットフォームを設置する試みが出てきている。 ④ 協働の仕組みを、地域での民主的な意思決定に基づいて構築しようとするもの。	① 従前の条例（いわゆる、自治基本条例や市民参画条例などといわれるもの）は努力規定が多く、宣言的なものが多かった。
↓	4 自治体独自の政策（要綱）によるコミュニティ・プラットフォーム（市民活動支援の諸方策）	① 地域の公共的課題に住民が自主的に取り組むことを目的に、自治体の独自の制度として設置。 ② 要綱等を設置根拠とする。 ③ 従来の自治会・町内会を中心に様々な団体が参加する小学校区又は中学校区の組織（校区コミュニティ協議会、まちづくり協議会など）を設置するのが一般的。 ④ 地域社会における合意形成とともに、必要な公共サービスの提供も引き受けている。	① まちづくり計画、地域福祉計画など、部分機能的な場合がある。 ② 自治会・町内会からの反発もある ※ 地域のコミュニティ力が弱まっている時に、地域の輪をつくり直す仕組みとして自治会・町内会からの積極的な協力が必要。
小	5 地域自身の工夫によるコミュニティ・プラットフォーム	① 地域のまとまりを保持するため、既存の組織（地区社会福祉協議会など）を活用するなど住民が自主的に「場」を創出。 ② 「NPO法人夢未来くんま」のように、地域全体を会員とすることも一例。	① 法律等により制度化されておらず、正統性や拘束性の面で弱い。

（出所：「鹿児島県共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会」資料）

資料4 主体的な地域運営のしくみの事例一覧

	北九州市 まちづくり協議会（平成6年度～）	福岡市 自治協議会（平成16年度～）	伊賀市 住民自治協議会（平成16年度～）	豊中市 地域自治組織（現在検討中）
設置数	134団体設置／全130校区 （平成22年4月1日現在）	145箇所／全149箇所 （平成22年4月1日現在）	37地区／全38地区 （平成18年11月1日現在）	—
概 要	小学校校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、公園愛護会、河川愛護団体等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域のさまざまな団体などで構成する、地域づくりの中心的団体。（構成する団体は地域の実情により異なる）	小学校校区を基本単位として、多くの住民参加のもとに、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織	・住民自治協議会は、自治基本条例に定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されたもの。 ・各住民自治協議会では、自ら取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画を策定して、地域のまちづくり活動が行われている。	○市民・事業者が自主的に形成し、市が認定 ○地域の主な活動団体や事業者、市民で構成 ○概ね小学校校区程度の区域に1団体
意思決定	総会（各構成団体の代表が参加）で決定	総会（各構成団体の代表が参加）で決定	総会（実行委員、運営委員で構成）で決定	定例案件は民主的に選ばれた代表による会議で協議。意思決定の方法は当該地域自治組織の規約において定める
主な事業内容	○地域活動 ○小学校校区単位を基本に設置するコミュニティ施設「市民センター」の日常的な管理運営業務の一部（市から受託） ○地域団体間の調整など	○財政的支援（活力あるまちづくり支援事業活動補助金）の対象事業 ○その他、自主財源による事業	○市の事務の受託 ○自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定 ○地域の課題の解決のための活動	
特 徴	協議会の組織充実のために、市から協議会に対し、 運用上の指導 として、次の各点について提案（平成16年度～） ○ 部会制 （地域団体が、その活動に応じて各部会に参加）や 定年制及び任期制 などの新たな制度の導入 ○ 地域総括補助金 の導入	「校区の実情に応じて、いろいろな構成の仕方がある」との認識のもと、例として「部会型」と「並列型」の2つを挙げる	○協議会を「 諮問機関 」「 重要事項に関する当該地区の同意・決定機関 」と位置づけ、市長の諮問に対する「答申」、地区にかかるとする市の事務執行に関する「提案」、地区に重大な影響が及ぶと考えられる事項に対する「同意」、市の業務の受託に関する「決定」の各種限を与える ○これらに対して「市長は尊重する」	○情報共有・課題共有（情報紙、ラウンドテーブル、地域カルテなど） ○課題解決に向けた協議・合意形成、意思決定（地域づくり計画など） ○課題解決のために必要な、地域の特性に応じた活動
設置要件	・小学校校区単位を基本として、地域の様々な団体で構成されており、毎年1回以上総会を開催し、規約を整備している ※そもそも協議会は、市が市民センターの管理業務を委託する際に、委託の相手方として位置づけた団体である	1 規約の制定 ①役員の民主的な選出 ②協議による意思決定 ③自主財源の確保 ④事業計画・予算作成及び執行の透明性 ⑤会計処理の透明性 2 構成団体 (1)校区で組織されている全自治会・町内会の概ね8割の団体 (2)以下の8団体すべての参加 ①校区交通安全推進委員会 ②校区体育振興会 ③校区女性協議会 ④校区青少年育成連合会 ⑤校区ごみ減量・リサイクル推進会議 ⑥校区献血推進協力会 ⑦校区衛生連合会 ⑧校区自主防災組織 以上の団体を含む、多く各種団体により構成されたものであること	次に掲げる要件を満たすもの。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。 (1) 区域を定めていること。 (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。 (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。 (4) 規約を定めていること。 (5) 役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。	検討中
根拠規定	・なし ・現在検討中の自治基本条例素案では、「コミュニティ相互間の連携に努める」という規定にとどまる	「 福岡市自治協議会に関する要綱 」（平成16年4月施行）	「 伊賀市自治基本条例 」（平成16年12月施行）	「 豊中市自治基本条例 」（平成19年4月施行） 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。
認 定	市民センターの管理業務委託先として	区長への届出→「登録」	市長への届出→「受理」	検討中

資料5 補助金等の包括化の事例一覧

	北九州市	福岡市	伊賀市	豊中市
	地域総括補助金(平成16年度～)	活力あるまちづくり支援事業補助金 (平成16年度～、20年度一部改正)	地域交付金(平成16年度～)	現在検討中
交付対象	・原則として、小学校区を基本に複数の地域団体により構成され、広く当該地域を代表する団体(＝まちづくり協議会) ・110団体／全134団体 (平成22年4月1日現在)	・自治協議会が主体的に行うまちづくり活動 ・145団体／全145団体 (平成22年4月1日現在)	・住民自治協議会への財政支援 ・37地区／全38地区 (平成18年11月1日現在)	検討中
まとめた補助金等	13項目の補助金を一本化(平成22年度) ○防犯灯維持管理補助金 ○防犯灯設置補助金 ○老人クラブ助成金 ○年長者いこいの家運営補助金 ○ふれあい昼食交流会事業補助金 ○公園愛護会助成金 ○河川愛護団体補助金 ○公民館類似施設等運営費補助金 ○公民館類似施設等設置費補助金 ○青少年団体育成補助金 ○地域体育振興補助金 ○校区まちづくり(企画・実践)事業補助金 ○市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金 ※事業の補助基本額は制度導入前と同じ	9項目の補助金を一本化 ①校区交通安全推進委員会補助金 ⁽¹⁷⁾ ②校区体育振興会補助金 ⁽¹⁷⁾ ③校区女性団体組織化補助金 ⁽¹⁰⁾ ④校区青少年健全育成連合会補助金 ⁽¹⁷⁾ ⑤ごみ減量・リサイクル推進会議補助金 ⁽¹⁰⁾ ⑥校区献血推進協力会補助金 ⁽⁸⁾ ⑦校区保健活動助成金 ⁽⁵⁵⁾ ⑧校区動物適正飼養啓発助成金 ⁽¹²⁾ ⑨校区・町内清掃事業市民活動補助金 ⁽¹²⁾ ※補助金総額＝ 976,600円(①～⑨のカッコ書き合計) ＋＜新たな支援費＞ ＋＜会計処理などの事務経費＞	—	検討中
補助対象事業	○上記の13項目の事業 ○各補助対象事業費の50%まで流用が可能(一部の項目を除く) ○事務経費については、別途、協議会予算を充当	1 事業費 (1) まちづくり基本事業 ① 安全・安心に関する事業 (交通安全、防災、防犯) ② 子どもに関する事業 (子どもの健全育成・非行防止) ③ 環境に関する事業 (環境美化、ごみ減量・リサイクル推進) ④ 健康に関する事業 (健康づくり、集団献血) ⑤ スポーツに関する事業 (スポーツ・レクリエーション) ⑥ 男女共同参画に関する事業 (2) その他、地域の活性化や課題解決につながる事業 2 運営費 事務職員など自治協議会の運営に要する経費。実際に交付を受ける補助金の額の3分の1が上限。	市長は、協議会に交付金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。 (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動 (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動 (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれらに反対する活動	検討中
交付額	1団体あたり平均200万円を交付	230万円～370万円／団体 (人口規模による上限あり)	・要綱別表のとおり算定する。ただし、交付額は、1協議会につき350万円を限度 ・人口割＋人件費＋40万円	検討中
交付根拠	「北九州市地域総括補助金交付要綱」	「福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱」	「伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱」	検討中

